裁　　決　　書

審査請求人　○○○○○○○○○○○○○○
　　○○○○○○○○○○○○○○
　　○○　○○○
（審査請求時の住所：○○○○○○○○○○○○○○○○
　　○○○○○○○○○○○○○○○○）

審査請求人から平成30年○月○日付けでなされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要 等

1　事案の概要

本件は、法による保護を受けていた審査請求人が、自己の保有する別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について、平成29年○月○日に○○株式会社（以下「○○」という。）と売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結して同年○月○日に売却代金○○円を受領したとして、処分庁○○市長が審査請求人に対し、平成30年○月○日付けで扶助費支給額○○円から自立更生費○○円を控除した○○円の返還を命じる本件処分をしたのに対し、審査請求人が本件処分の取消しを求めた事案である。

2　関係法令等

(1) 法第４条第１項及び第３項

法第４条第１項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、同条第３項は「前２項の規

定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定する。

(2) 法第８条第１項

法第８条第１項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定する。

(3) 法第 61 条

法第 61 条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。

(4) 法第 63 条

法第 63 条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。

(5) 厚生事務次官通知第８、３

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年４月１日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、新潟県では次官通知に従い取り扱うこととしている。）第８、３、(2)は「就労に伴う収入以外の収入」の認定指針について規定しており、同エ、(ｲ)は「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額 8000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定する。

イ 次官通知第８、３、(3)、カは「保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は「収入として認定しない」と規定する。

(6) 厚生省社会局長通知第８、２、(4)

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年４月１日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。なお、

新潟県では局長通知に従い取り扱うこととしている。）第８、２は「収入として認定しないものの取扱い」について規定しており、同(4)は「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託された間、これを収入として認定しないものとすること。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と規定する。

(7) 厚生省社会局保護課長通知第８、問 40、(2)、ク

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年４月１日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。なお、新潟県では、課長通知に従い取り扱うこととしている。）第８、問 40「局長通知第８の２の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」との問いに対し、答「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。」とされ、(2)で「(1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、構成員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」としてク「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」を挙げている。

(8) 生活保護問答集・問 13－５、答(2)、ウ

「生活保護問答集について」（平成 21 年３月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。なお、新潟県では、問答集に従い取り扱うこととしている。）の問答集の問 13－５、答(1)は、法第 63 条に基づく返還額の決定について「原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とするが、答(2)は「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決

定する取扱いとして差し支えない。」とし、ウ「当該収入が、次第８の３の(3)に該当するものにあっては、課第８の 40 の認定基準に基づき実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。)」を挙げている。

３　事実経過

(1) 平成 28 年○月○日、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

(2) 同月○日、審査請求人は、○○福祉事務所担当ケースワーカーから「世帯主は、法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること」、「不実の申告があった場合は、法第 78 条に基づき、不正受給額を全額徴収されるものであること」等について口頭で説明を受け、これを理解したことを確認した「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認)」と題する書面を○○福祉事務所長宛に提出した。

(3) 平成 29 年○月○日、審査請求人は、○○に対して本件土地を売買代金○○円で売却する本件売買契約を締結し、同日、○○より手付金○○円を受領した。

(4) 同年○月○日、審査請求人は担当ケースワーカーに対し、本件土地を売買代金○○円程度で売却することが決定した旨報告した。

(5) 同年○月○日、審査請求人名義口座に、本件売買契約の残代金○○円の一部として○○円が○○より振り込まれた。

(6) 同月○日、処分庁は審査請求人に対し、同年○月○日に審査請求人から本件土地の売却について報告があったことから、法第 63 条を適用する旨通知するとともに、費用返還については本件売買契約締結日以降の保護費が対象となる旨説明した。

(7) 同月○日、担当ケースワーカーが審査請求人に対し、審査請求人が本件土地の売却によって得た収入額を確認するために売買契約書を提出するように依頼したところ、審査請求人は「売買代金額を伏せた状態の契約書であれば提出する。」と回答した。

(8) 同年○月○日、審査請求人は、本件土地の売却に伴い新居に転居した。

(9) 同月○日、審査請求人名義の預金口座に、本件売買契約の残代金○○円が○○より振り込まれた。

(10) 同月○日、審査請求人は処分庁に対し、売買代金、手付金、残代金の

欄を伏せた本件売買契約に係る契約書の一部の写し及び○○から同年○月○日付けで○○円が入金されたことが記帳された審査請求人名義通帳の写しを提出した。

(11)　同年○月○日、処分庁は審査請求人に対し、同年○月○日に審査請求人が提出した書類からは本件売買契約の売買代金を確認することができないため、売買代金額を伏せていない売買契約書一式の提出を求めたが、審査請求人は個人情報であるとして提出を拒否した。

(12)　同月○日、審査請求人は処分庁に対し、○○を通じて、売買代金、手付金、残代金の欄を伏せた本件売買契約に係る契約書の写し及び○○が審査請求人名義口座に同年○月○日付けで○○円を振り込んだ預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼振込手数料受領書）の写しを提出した。

(13)　同月○日、処分庁は審査請求人に対し、自立更生費や必要経費に関する書類を平成 30 年○月○日までに提出するように求める書面を送付した。

(14)　同月○日、審査請求人は処分庁に対し、自立更生費の申立書類を提出した。

(15)　同月○日、○○福祉事務所内においてケース診断会議が開催され、処分庁は、審査請求人から申立てのあった○○円のうち○○円を自立更生費として返還額から差し引くことを決定した。

(16)　同年○月○日、審査請求人は処分庁に対し、ベッド、食器棚、自転車の購入費用を自立更生費として追加で認めるよう申し出た。

(17)　同月○日、処分庁は、審査請求人に土地売却収入○○円があったものと認定して、次のとおり返還額を算定して本件処分を行った。併せて、審査請求人名義口座に○○円が○○より振り込まれた平成 29 年○月○日付けの生活保護廃止決定処分を行った。

ア　収入額　○○円

イ　必要経費額等　○○円

（臨時収入に伴う控除○○円）

ウ＝アーイ　差引費用返還対象額　○○円

エ　扶助費支給額　○○円

（平成29年○月○日から同年○月○日までの扶助費支給額）

オ　自立更生費　○○円

（洗濯機購入費○○円、冷蔵庫購入費○○円、オーブンレンジ購入費○○円、リサイクル料○○円、カーテン一式購入費○○円、TV取付費○○円、引越費用○○円、アパート保険料○○円、アパー

ト仲介手数料○○円）

カ＝エ－オ　費用返還決定額　　○○円

(18)　平成 30 年○月○日、審査請求人は処分庁に対し、引越梱包手伝い費用○○円を自立更生費として追加で認めるよう申し出た。

同月○日、処分庁は審査請求人に対し、審査請求人の保護廃止の処理が完了していることを理由に、申立てがあった上記費用を自立更生費として認めることはできない旨連絡した。

(19)　同年○月○日、審査請求人は本件審査請求をした。

(20)　平成 31 年○月○日、審査請求人から本件売買契約に係る契約書の写しが審理員に提出されたことから、本件売買契約の売買代金が○○円であったことが判明した。

(21)　令和元年○月○日、○○から物件の提出要求(行政不服審査法第 33 条)に対する回答があり、本件売買契約に係る契約書の写し及び売買代金の支払いに関する資料が審理員に提出されたことから、○○から審査請求人に対し、平成 29 年○月○日に手付金○○円、同年○月○日に売買代金の一部として○○円、同年○月○日に残代金○○円が支払われていたことが判明した。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

(1) 処分庁は、法第 63 条に基づく返還額を決定するにあたり、審査請求人の手指に障害はなく、足にも大きな問題がないことを理由に、電動カート購入費及びキッチン分岐金具取付費を自立更生費として認めなかったが、これは審査請求人の病歴を熟知しない者の発想であって自立更生費の認定に誤りがある。また、エアコン取付費用を自立更生費として認めなかったことも誤りである。

(2) また、審査請求人は処分庁に対し、本件処分後、引越費用（梱包手伝い費用）を自立更生費として追加で認めるよう申し出たにもかかわらず、処分庁が上記申出を受け付けなかったことは違法である。

(3) 以上のとおり、処分庁は法第 63 条の適用を誤っており、本件処分は違法である。

2　処分庁の主張

(1) 処分庁は、法第 63 条に基づく返還額を決定するにあたり、審査請求人

に対して自立更生費や必要経費に関する書類を平成 30 年○月○日までに提出するように求める書面を送付し、同期限までに提出された資料をもとに適正に自立更生費を認定した。

(2) また、処分庁は、法第 26 条に基づき、土地売却収入があり保護を必要としなくなった審査請求人について速やかに保護の停止又は廃止の決定をするため、同日までに自立更生費に関する資料を提出するよう期限を設けたのであり、同期限経過後に引越梱包手伝い費用を自立更生費として追加で認定することを求める審査請求人の申出を受け付けなかったことは適正な対応であった。また、新住居において既に約３か月間も審査請求人の生活が維持された時点では、保護脱却時に必要とされる自立更生費の検討時期を逸脱しており、この観点からも処分庁が上記申出を受け付けなかったことは適正な対応であった。

(3) 以上のとおり、処分庁は法第 63 条の適用を誤っておらず、本件処分は適法である。

理　　由

1　収入額の認定に係る裁量権の逸脱・濫用について

(1) 法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（第１条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法第 63 条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護

の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実に誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解する（東京地方裁判所平成 29 年２月１日判決参照）。

(2) 本件では、処分庁は、審査請求人が本件土地の売却によって得た収入が○○円であったにもかかわらず、○○円であると誤って認定している。

処分庁は、法第 63 条に基づく返還額の算定において必要不可欠な審査請求人の本件土地売却収入額を認定するにあたり、最も基本的で客観的な資料である売買契約書に記載された売買代金額を確認しなかった。仮に、処分庁が本件土地売却収入額及び収入のあった時点を正しく認定していれば、審査請求人が受けた保護金品に相当する金額の全額（○○円）の返還を義務付けたとしても自立を著しく阻害するおそれはないと判断される等、返還額が異なった可能性が十分にある。このように、審査請求人の収入額は法第 63 条に基づく返還額の決定に影響を及ぼす重要な事実であったにもかかわらず、処分庁は審査請求人が提出した通帳の写し及び○○が提出した振込伝票の写しにより確認できた○○円を収入額であると誤って認定し、本件処分を行っている。

したがって、本件処分は法第 63 条に基づく返還額の判断の基礎とされた事実に誤認があることにより事実の基礎を欠くものであり、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法である。

２　法第 63 条に基づく費用返還の対象期間の誤りについて

(1) 法第 63 条は「資力があるにもかかわらず」法による「保護を受けたとき」の費用返還義務について規定しており、この費用返還義務の対象期間は法による保護を受けていた期間であると解される。

(2) 本件では、処分庁は、平成 29 年○月分の保護費を支給した後、同月○日付けで審査請求人の保護を廃止している。そうすると、法第 63 条に基づく費用返還義務の対象期間は、保護廃止日の前日である同月○日までとなり、同月○日から同月○日までの間は対象期間には含まれないことになる。しかし、処分庁は、同月○日から同月○日までの間の支給分である○

○円についても法第 63 条に基づく費用返還義務の対象に含めて本件処分を行っている。

したがって、本件処分は、法の保護を受けていない期間の支給額を法第 63 条に基づく費用返還義務の対象としており、同条に違反して違法である。

3　審査請求人が自立更生費の認定を主張している費用について

上記１及び２により本件処分は違法であると解するが、審査請求人が主張している以下(1)から(3)までの費用を自立更生費として認定しないことが処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるかについて検討する。

なお、審査請求人が主張する引越梱包手伝い費用については、本件処分後に追加で申出があったものであるが、本件処分後に申し出なければならない真にやむを得ない事情が認められず、本件処分の違法性又は不当性の判断において考慮する必要がないことから、以下では検討しない。

(1) 電動カート購入費用について

処分庁は本件処分において電動カート購入費用○○円を自立更生費として認めなかったが、審査請求人は、足に問題があるため電動カートが生活に必要であり、自立更生費と認定しなかったのは誤りであると主張する。

しかし、審査請求人は、本件処分以前には電動カートを使用せずに生活できていること、審査請求人が自ら選んで平成 29 年○月○日付け賃貸借契約を締結した転居先はアパートの２階であり、平成 30 年○月に審査請求人が灯油タンクを手に持ちながら階段を昇降するところを担当ケースワーカーが確認していること、さらに、医療機関の意見書を踏まえると、審査請求人の足には、日常生活に支障が生じるような問題があったとまでは認められない。

したがって、処分庁が、電動カートを審査請求人にとって利用の必要性が高い生活用品であるとは判断せずに自立更生費として認めなかったことは、法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとは認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではない。

なお、審査請求人が、平成 30 年○月○日付け身体障がい者診断書・意見書を追加提出しているが、これは本件処分時から約７か月後の時点の身体状況を診断したものであったため、本件処分の違法又は不当に影響を及ぼす事情とは認められない。

(2) キッチン分岐金具取付費用について

処分庁は本件処分においてキッチン分岐金具取付費用○○円を自立更生費として認めなかったが、審査請求人は、手指に障害があることから転

居先で食器洗浄機を使用するためにはキッチン分岐金具取付工事が必要であり、これを自立更生費と認定しなかったのは誤りであると主張する。

しかし、医療機関の意見書からは、審査請求人の手指に、自身の手で食器を洗うことに支障が生じるような問題があったとは認められない。

したがって、処分庁において、食器洗浄機が審査請求人にとって必要性の高い生活用品であると判断せず、転居先でのキッチン分岐金具工事費用を自立更生費として認めなかったことは、法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとは認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではない。

(3) エアコン取付費用について

処分庁は本件処分においてエアコン取付費用〇〇円を自立更生費として認めなかったが、審査請求人は、平成29年〇月〇日付け賃貸借契約を締結した転居先に備え付けられていたエアコンのほかに、前住所で使用していたエアコンを転居先の寝室に備え付けるための取付工事が必要であり、自立更生費と認定しなかったのは誤りであると主張する。

しかし、転居先には元々エアコン一台が備え付けられており、審査請求人において複数台のエアコンの設置を必要とする特段の事情も認められない。

したがって、処分庁において、審査請求人が前住所で使用していたエアコンが転居先では必要性が高い生活用品であるとは判断せずにその取付費用を自立更生費として認めなかったことは、法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとは認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、これを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和２年１月９日

新潟県知事　花角　英世

別　紙

物　件　目　録

１　所　在：○○○○○○○○○○
　　地　番：○○番○
　　地　目：○○
　　地　積：○○ｍ^2